

教育職員免許状の書換え(氏名または本籍地の変更)申請について

教育職員免許状の書換え(氏名または本籍地の変更)申請をされる方で、紙媒体での申請をする場合の手続きは、次の流れで行ってください。

書換えをする免許状が「大分県教育委員会が授与した免許状であるかどうか」、「未更新等により失効していないか(現に有効な免許状であるかどうか)」を確認し、下記1へ進んでください。

*他都道府県教育委員会が授与した免許状の書換え手続きは大分県ではできません。

*大分県教育委員会が授与した免許状であっても、未更新等により『失効』している場合、書換え手続きはできません。

1 申請に必要な書類等の準備

ア 教育職員免許状書換申請書(第5号様式)を作成 ※書換える免許状の件数分必要

イ 戸籍抄本(書換え申請日から3か月以内に発行されたもの)

ウ 書換えをする免許状の原本

エ 返信用封筒(角型2号サイズで、490円分〔書換えをする免許状が3枚以上の場合は、560円分〕の切手を貼付したもの。)

オ 大分県収入証紙 書換え1件につき、870円分

※ 大分県外在住の方で大分県収入証紙を購入できない場合は、同額分の普通為替。

(ゆうちょ銀行または郵便局で購入。宛名は記入しないこと。同時に複数件の申請をする場合は合計金額分の普通為替で可。)

2 上記1で準備した書類等を郵送または持参してください。

【提出先】〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁教育人事課 採用試験・免許班

※ 申請書類が到着次第、教育委員会で審査します。審査の過程で書類不備等がある場合は、個別に連絡をします。

3 書換え後の免許状を受領

- ・ 返信用封筒により氏名または本籍地が変更された免許状を送付しますので、お受け取りください(簡易書留で発送します。)
- ・ 同封している「受領書」を記入し、提出してください(普通郵便で可)。

◎毎月25日(25日が閉庁日の場合は、その前閉庁日)までに到着した申請を当月分として処理します(書類不備がある場合を除く。)。この場合、当月末日付で免許状が書換えられます。

※ただし、発行事務作業の都合上、書換え後の免許状発送は翌月中旬頃となります。